特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	助産施設関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、助産施設関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和5年4月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

連絡先

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	助産施設関係事務				
②事務の概要	薩摩川内市では、児童扶養手当法に基づき、無保険により出産できない母親の支援 ①相談窓口の設置 ②警察署との連携 ③児童相談所、女性相談センター等との連携				
③システムの名称	Acrocity児童扶養手当、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
児童扶養手当情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の9の項				
4. 情報提供ネットワーク:	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定				
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の16の項				
5. 評価実施機関における	5担当部署				
①部署	保健福祉部社会福祉課				
②所属長の役職名	社会福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示。	·訂正·利用停止請求				
請求先	行政管理部行政経営課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)				
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				

保健福祉部社会福祉課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	和1年11月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	i書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステムを	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・消去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年5月7日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年8月8日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	子育て支援課長 知識伸一	子育て支援課長	事後	文言修正
平成30年8月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年8月8日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関の担当部署 ①部署	子育て支援課	障害·社会福祉課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関の担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	障害·社会福祉課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子育て支援課	障害・社会福祉課	事後	
令和1年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の係数か	平成30年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	Ⅳリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和1年11月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和1年11月1日	Ⅲ しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和1年11月1日	Ⅳ リスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再 実施
令和2年7月8日	VIリスク対策 8. 監査 実施の有無	[] 内部監査	[〇] 内部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②部署	市民福祉部障害·社会福祉課	保健福祉部障害·社会福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	市民福祉部障害·社会福祉課	保健福祉部障害·社会福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署 ①部署	体性抽泄的样音 化去油油床	保健福祉部社会福祉課	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属	障害·社会福祉課長	社会福祉課長	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	II 関連情報 Q 特定個人情	保健福祉部障害·社会福祉課	保健福祉部社会福祉課	事後	令和5年4月1日付人事異動